

第九十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第八号

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 稻村 利幸君
- 理事 今井 勇君
- 理事 丹羽 雄哉君
- 理事 金子 みつ君
- 理事 平石磨作太郎君
- 理事 逢沢 英雄君
- 理事 小沢 辰男君
- 理事 古賀 誠君
- 理事 白川 勝彦君
- 理事 津島 雄二君
- 理事 友納 武人君
- 理事 長野 祐也君
- 理事 船田 元君
- 理事 川本 敏美君
- 理事 永井 孝信君
- 理事 和田 耕作君
- 理事 小沢 和秋君
- 理事 柿澤 弘治君

- 理事 伊藤宗一郎君
- 理事 川田 正則君
- 理事 桜井 新君
- 理事 田邊 國男君
- 理事 戸沢 政方君
- 理事 中尾 栄一君
- 理事 浜田卓二郎君
- 理事 池端 清一君
- 理事 梅野 泰二君
- 理事 大橋 敏雄君
- 理事 浦井 洋君
- 理事 菅 直人君

- 出府政府委員 厚生大臣 林 義郎君
- 出府政府委員 厚生省社会局長 金田 一郎君

- 委員外の出席者 議員 森井 忠良君
- 議員 金子 みつ君
- 社会労働委員会 調査室長 石黒 善一君

- 委員の異動 四月二十七日
- 辞任 古賀 誠君
- 補欠選任 石原慎太郎君

- 出席委員 伊藤宗一郎君
- 川田 正則君
- 桜井 新君
- 田邊 國男君
- 戸沢 政方君
- 中尾 栄一君
- 浜田卓二郎君
- 池端 清一君
- 梅野 泰二君
- 大橋 敏雄君
- 浦井 洋君
- 菅 直人君

第一類第七号 社会労働委員会議録第八号 昭和五十八年四月二十八日

- 補欠選任 唐沢俊二郎君
- 江崎 真澄君
- 片岡 清一君
- 五十嵐広三君
- 山口 鶴男君
- 渡辺 貢君
- 鎌輪 幸代君

- 補欠選任 石原慎太郎君
- 江崎 真澄君
- 片岡 清一君
- 唐沢俊二郎君
- 五十嵐広三君
- 山口 鶴男君
- 渡辺 貢君
- 鎌輪 幸代君

- 補欠選任 古賀 誠君
- 船田 元君
- 山下 徳夫君
- 浜田卓二郎君
- 池端 清一君
- 川本 敏美君
- 小沢 和秋君
- 浦井 洋君

- 補欠選任 川田 正則君
- 山下 徳夫君
- 浜田卓二郎君
- 川田 正則君

- 同日 理事田口一男君同日理事辞任につき、その補欠として森井忠良君が理事に当選した。

- 同日 四月二十七日
- 年金の官民格差是正に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八二九号)
- 同(草野威君紹介)(第二八三〇号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八三一号)

- 障害福祉年金受給者の所得制限廃止に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八三二号)
- 同(草野威君紹介)(第二八三三号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八三四号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八三五号)
- 同(梶山静六君紹介)(第二八三六号)
- 同(草野威君紹介)(第二八三七号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八三七号)
- 在宅重度障害者の介護料支給に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八三八号)
- 同(草野威君紹介)(第二八三九号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八四〇号)
- 労働者災害補償保険法の改善に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八四一号)
- 同(草野威君紹介)(第二八四二号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八四三号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八四四号)
- 同(草野威君紹介)(第二八四五号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八四六号)
- 在宅重度障害者の暖房費に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八四七号)
- 同(草野威君紹介)(第二八四八号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八四九号)
- 重度身体障害者の雇用に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八五〇号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八五一号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八五二号)
- 同(草野威君紹介)(第二八五三号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八五四号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八五五号)
- 同(梶山静六君紹介)(第二八五五号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八五六号)
- 労働者災害補償者の遺族に年金支給に関する請願 (梶山静六君紹介)(第二八五七号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八五八号)
- 同(草野威君紹介)(第二八五九号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六〇号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六一号)
- 同(草野威君紹介)(第二八六二号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六三号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六四号)
- 同(草野威君紹介)(第二八六五号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六六号)
- 同(草野威君紹介)(第二八六七号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六八号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八六九号)
- 同(草野威君紹介)(第二八七〇号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八七一号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八七二号)
- 同(草野威君紹介)(第二八七三号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八七四号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八七五号)
- 同(草野威君紹介)(第二八七六号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八七七号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八七八号)
- 同(草野威君紹介)(第二八七九号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八八〇号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八八一号)
- 同(草野威君紹介)(第二八八二号)
- 同(佐藤誼君紹介)(第二八八三号)

第一類第七号 社会労働委員会議録第八号 昭和五十八年四月二十八日

労災年金のスライドに関する請願(梶山静六君紹介)(第二八八四号)

同(章野威君紹介)(第二八八五号)

同(佐藤誼君紹介)(第二八八六号)

健康保険・国民健康保険による付添介護人派遣に関する請願(梶山静六君紹介)(第二八八七号)

同(章野威君紹介)(第二八八八号)

同(佐藤誼君紹介)(第二八八九号)

年金制度の改善に関する請願(梶山静六君紹介)(第二八九〇号)

同(章野威君紹介)(第二八九一号)

同(佐藤誼君紹介)(第二八九二号)

民間保育事業振興に関する請願(枝村要作君紹介)(第二八九三号)

優生保護法の一部改正反対に関する請願(枝村要作君紹介)(第二八九四号)

同(小川国彦君紹介)(第二八九五号)

同(梅野泰二君紹介)(第二八九六号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(永井孝信君紹介)(第二八九七号)

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(阿部助哉君紹介)(第二八九八号)

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(砂田重民君紹介)(第二九四一号)

同(関谷勝嗣君紹介)(第二九四二号)

同(田中龍夫君紹介)(第二九四三号)

国立腎センター設立に関する請願(砂田重民君紹介)(第二九四四号)

同(ハイヤー・タクシー等の安全輸送確立のため労働条件改善等に関する請願(伊藤茂君紹介)(第二九四五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、衆法第七号)

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法

律案(金子みつ君外七名提出、衆法第六号)

厚生関係の基本施策に関する件

社会福祉事業法の一部を改正する法律案起草の件

社会福祉協議会に関する件

○稲村委員長 これより会議を開きます。

この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事田口一男君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、理事に森井忠良君を指名いたします。

○稲村委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。

今日、人口の急速な高齢化、核家族化等の進行により、福祉ニーズの増大と多様化が顕著とな

り、これへの対応が喫緊の課題となっております。地域社会を基盤とする福祉サービスの中核的役割を担う市町村社会福祉協議会の重要性がますます高まっております。

このため、本案は、市町村社会福祉協議会の法的位置づけを明確にし、地域福祉の推進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、都道府県社会福祉協議会は、現行の社会福祉事業等を経営する者の過半数参加に加えて、市町村社会福祉協議会の過半数が参加するものでなければならぬものとし、その事業として、現行の調査、総合的企画、連絡調整及び助成、普及及び宣伝の四事業のほかに、市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を加えるものとする。

第二に、市町村社会福祉協議会の規定を新たに設け、市町村社会福祉協議会は、当該市町村の区域内において社会福祉事業等を経営する者の過半数が参加するものでなければならぬものとし、その事業として、現行の都道府県社会福祉協議会の事業と同様の四事業を行うものとする。

第三に、この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○稲村委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしております草案を社会福祉事業法の一部を改正する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○稲村委員長 この際、金子みつ君外六名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君共同提案に係る社会福祉協議会に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。本動議を議題といたします。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。金子みつ君。

○金子(み)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君を代表いたしましたして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

社会福祉協議会に関する件(案) 人口の高齢化、核家族化等の進行により、福祉ニーズの増大とその多様化が顕著となり、このため、地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取組みとして「地域福祉」が近年特に強調されている。

このため、地域福祉を推進していく上において社会福祉協議会が果たす役割の重要性にかんがみ、社会福祉協議会が地域福祉の推進に貢献しうようその体制の確立に努める必要がある。

よって、政府は、次の事項に配慮すべきである。一 社会福祉協議会には、地域住民の意向を的確に反映することができるよう広く住民の参

加を求めること。

二 社会福祉協議会は、更に組織の強化、運営の適正化を図り、その活動の一層の充実に努めること。

三 政府は、社会福祉協議会の民間活動としての自主性を尊重しつつ、その活動の基盤の強化に努めること。

四 地方公共団体は、市町村社会福祉協議会の制度化に伴い、一層地域福祉の推進に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○稲村委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、金子みつ君外六名提出の動議のごとく決議することに決しました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林厚生大臣。

○林國務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を尊重し、社会福祉協議会の一層の発展のため努力してまいる所存でございます。

○稲村委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○稲村委員長 森井忠良君外三名提出、労働基準法の一部を改正する法律案及び金子みつ君外七名

提出、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。森井忠良君。

労働基準法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森井議員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、わが国の経済は高度成長を遂げ、工業生産力はヨーロッパの先進諸国を追い抜き、アメリカに次いで資本主義国の中で第二の地位を占めるに至りました。しかしながら、労働条件においては、なにかんづく婦人労働者の労働条件においては、欧米の先進諸国に比べて著しく立ちおくれ

ているのが実態であります。特に、解雇、昇進、昇給等々の労働条件において、わが国では婦人が大きな差別を受けております。この性による差別は、解消される傾向にあるどころか、雇用の不安定化とともにむしろ拡大される傾向にあります。

たとえば結婚した婦人や、子供を産んだ婦人が、事実上差別的に解雇されたり、定年退職年齢を男子より低く決められているようなことが当然のごとくいまなお行われているのであります。

憲法は、第十四条において、すべての国民は法のもとに平等であつて、人種、信教、社会的身分とともに、性別により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない、と定めております。

ところが、現行労働基準法においては、第三条で、使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取り扱いをしてはならないと定めながら、性別による差別的禁止はここから省

かれ、第四条において、賃金についてのみ男女の差別禁止が定められておるのであります。このままでは解雇、昇進等における性別差別をなくすることは不可能でありましょう。

また、合理化が進められ、労働の密度が高められ、神経も一層疲労させられる結果、早産、流産、死産等々の異常出産が多発し、日本では特に周産期死亡の後期死産率は世界第一位、妊産婦死亡率は第二位を占めております。

母性をよりよく保護し、健康なる子供の出生と成長を保障することの重要性が一層増しているのであります。このようなすべての国民の健康にとって必要不可欠な母性保護が、性別の範疇に入る性質のものでないことは言うまでもありません。

世界的に見ても、国際労働機関、すなわちILOの第百十一号条約では、雇用及び職業についての性別差別が禁止され、その第五号では、「国際労働機関の総会が採択した他の条約又は勧告で定める保護又は援助に関する特別の措置は、差別待遇とみなしてはならない」と規定しております。ILO第百三十三号条約では、母性保護が具体的に定められ、第九十五号勧告では、より進んだ母性保護の内容が勧告されているのであります。

日本社会党は、このような状況にかんがみ、労働条件における性別差別をなくするとともに、母性保護を推進するために、労働基準法の改正を提案する次第であります。

次に、この改正案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。この法律は、すべての労働条件について性別による差別的取扱いを禁止するとともに、異常出産の多発等にかんがみ、母性保護の推進を図ることを目的としております。

第二は、性別差別的禁止についてであります。この法律は、現行の第三条に性別を加えることにより、賃金のみならず、すべての労働条件について性別を理由として差別的取り扱いをしてはな

らないものとするものといたしました。したがって、男女同一賃金の原則を定めた第四条は削除することといたしました。

第三は母性保護についてであります。

その一は、現行第十九条を改正し、使用者は妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子を解雇してはならないものといたしました。

その二は、現行第六十一条及び第六十二条を改正し、妊娠中の女子または産後一年を経過しない女子について、労働協定による時間外労働及び深夜労働を禁止することといたしました。

その三は、現行第六十五条を改正し、産前産後の休暇の期間をそれぞれ八週間（二人以上の胎児に係る妊娠の場合には十週間）とすることといたしました。なお、この間、健康保険法の改正により、健康保険からの六割分に国庫から四割分を加えて、賃金の十割に相当する給付を保障することといたしました。

また、産前産後六週間の期間については、女子の請求による場合でも、就労を認めないものとすることといたしました。

また、使用者は、妊娠中の女子が請求した場合には、その者の労働時間を短縮しなければならぬものといたしました。

その四は、妊娠に起因するつわり等の生理的障害のための休暇を設け、その障害により就労が困難な女子が休暇を請求した場合には、使用者は、その間、その者を就業させてはならないものとするものといたしました。なお、その休業の間は、二週間を限り、産前産後の場合と同様に、賃金の十割に相当する給付を保障することといたしました。

その五は、妊娠中は、産後一年以内の女子が、母子保健法による保健指導または健康診査を受けるために必要な休暇を請求したときは、その者に休暇を与えなくてはならないことといたしました。なお、その休暇については、一日を限り、母子保健法の改正により賃金分の給付を保障することといたしました。

その六は、現行第六十六条を改正して、育児時間は一、二回、おのおの少なくとも一時間与えなければならぬものとする事といたしました。なお、その時間は労働したもののみならずといたしました。

その七は、現行第六十七条を改正し、生理日の女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならないものとする事といたしました。なお、その期間は、二日を限り有給とする事といたしました。

その八は、看護休業を設け、労働者が、配偶者や子や父母等の負傷または疾病につき、その看護のための休業を請求した場合には、使用者は拒んではならないものとする事といたしました。なお、同時に健康保険法を改正し、その期間、家族看護手当金として、一日につき標準報酬日額の六割に相当する金額を、同一の疾病または負傷に關し、十四日を限度として労働者に支給することとしたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。早速御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福村委員長 次に、金子みつ君。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金子(み)議員 私は、日本社会党を代表いたしました。母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

母性を心身ともに健全な状態に保つことは、人類の永遠の存続と発展を保障する上で、国の最も基本的な事業と言わなければなりません。この観点からわが国の関連制度を見直してみますと、諸外国ではすでに解決済みになっている基本的事項

の立ちおくれが、少なくとも二つあります。

その第一は、妊娠及び出産に關しては、疾病にかかわる事例を除いては、保険給付の対象にならず、原則として自己負担ということであり、女性性、出産によって、児童の出生とその育成という重要な社会的役割を担うこととなるわけであり、母と子の二つの生命にかかわる厳格な社会的機能と言ふべきであります。したがって、妊娠及び出産に關しては、公的責務を果たすことは当然の理であると考えます。現に社会保障の最低基準を定めたILO百二号条約においては、出産医療としてこれを保障し、本人に経済的負担を課さないことを規定しています。

わが国においては、出産は、公費の保障がないばかりでなく、健康保険の医療給付としても扱わず、出産費として現金給付を行っていても、加入している保険の種類によって十五万円ないし十万円とその金額の格差があるのが現状であります。したがって、このような出産に關する給付の不公平、不合理は、自由料金を相まて大きな自己負担として問題になっております。都会では、すでに三十万円を超える出産費用が常態なのであります。そこで本案においては、健康保険法、船員保険法、日雇労働者健康保険法及び国民健康保険法を改正し、被保険者の出産に關しては、現物給付を行うものとしたわけであります。

第二の問題点は、母性保護の見地に立つ健康管理の体制が、ゼロに等しいこととあります。新生児から老人に至るまで、法律で保障された健康診査がないのは、就業していない婦人だけという現状はすでに周知の通りであります。

わが国の妊娠死亡率は主要国中常にトップクラスの高率を示しておりますし、また周産期死亡率、特に妊娠後期死産率は実に世界第一位を示しております。これらは、わが国における妊産婦保健管理の徹底が、緊急の課題となっていることをよくあらわしていると言わねばなりません。

母性の健康は、健康な児童を生み育てる社会的役割の上からも放置できない重大問題であり、一家の主婦の健康は、その家庭の安らぎの基礎でもあることを考えるとき、まず、欠如している健康診査の制度を緊急に確立する必要があります。

このため、本案においては、母子保健法を改正し、満十五歳を超える婦人で、他の法令すなわち学校保健法及び労働安全衛生法並に老人福祉法等による健康診断又は四十歳以上を対象とする成人病健康診査を受けなければならぬものとする。また、毎年健康診査を行わなければならないものとする。都道府県知事は、毎年健康診査を行わなければならないものとする。

④ 都道府県知事は、妊産婦に対し、少なくとも妊娠中一回、出産後一回の健康診査を行わなければならないものとする。

⑤ 都道府県知事は、妊産婦に対し、少なくとも妊娠中一回、出産後一回の健康診査を行わなければならないものとする。

役割りの上からも放置できない重大問題であり、一家の主婦の健康は、その家庭の安らぎの基礎でもあることを考えるとき、まず、欠如している健康診査の制度を緊急に確立する必要があります。

このため、本案においては、母子保健法を改正し、満十五歳を超える婦人で、他の法令すなわち学校保健法及び労働安全衛生法並に老人福祉法等による健康診断又は四十歳以上を対象とする成人病健康診査を受けなければならぬものとする。また、毎年健康診査を行わなければならないものとする。都道府県知事は、毎年健康診査を行わなければならないものとする。

④ 都道府県知事は、妊産婦に対し、少なくとも妊娠中一回、出産後一回の健康診査を行わなければならないものとする。

⑤ 都道府県知事は、妊産婦に対し、少なくとも妊娠中一回、出産後一回の健康診査を行わなければならないものとする。

⑥ 健康保険法については、主として次の諸点を改正すること。

⑦ 被保険者の妊娠及び出産に關し、療養の給付(現物給付)を行うものとする。

⑧ 療養の給付の範囲に、助産を加えること。

⑨ 妊娠及び出産に關する療養の給付を担当する保険医療機関に、都道府県知事が指定した助産所を加えること。

⑩ 保険医療機関において健康保険の助産に従事する助産婦は、都道府県知事の登録を受けた助産婦(保険助産婦)でなければならないものとする。

に對し、その自己負担分(初診、入院時一部負担金を含む。)に相当する額を出産医療費として支給するものとする。

① 及び②の健康診査に要する費用は、国が三分の一、都道府県又は市が三分の二をそれぞれ負担すること。

③の出産医療費に要する費用は、国が十分の八、都道府県又は市が十分の二をそれぞれ負担すること。

④ 健康保険法については、主として次の諸点を改正すること。

⑦ 被保険者の妊娠及び出産に關し、療養の給付(現物給付)を行うものとする。

⑧ 療養の給付の範囲に、助産を加えること。

⑨ 妊娠及び出産に關する療養の給付を担当する保険医療機関に、都道府県知事が指定した助産所を加えること。

⑩ 保険医療機関において健康保険の助産に従事する助産婦は、都道府県知事の登録を受けた助産婦(保険助産婦)でなければならないものとする。

⑪ 被保険者の資格を喪失した際妊娠または出産に關し療養の給付を受けている者は、継続して同一保険者から当該療養の給付を受けることができるものとする。

て、標準報酬日額の六割を十四日を限度として支給するものとする。

以上が、本案を提案する理由および本案の主な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。○稲村委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

次回は、来る五月十二日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「当つて」を「当たつて」に、「外、左の」を「ほか、次の」に改め、同条第一号中「社会福祉協議会」を「都道府県の区域を単位とする社会福祉協議会(以下「都道府県協議会」という。)」に改め、同条第二号中「協賛会」を「都道府県協議会」と改め、同項に次の第一号を加える。

第七十四条第一項中「前条第一号の社会福祉協議会(以下「協議会」という。)」は、都道府県の区域を単位とし、左の「を」を「都道府県協議会は、当該都道府県の区域内において次の」に、「その区域内において」を「その区域内における市町村の区域を単位とする社会福祉協議会(以下「市町村協議会」という。)」の過半数及び「に改め、同項第二号中「総合的企画」を「総合的企画」に改め、同項に次の第一号を加える。

五 市町村協議会の相互の連絡及び事業の調整
第七十四条第三項中「協議会」を「都道府県協議会及び市町村協議会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「協議会又はその連合会」を「都道府県協議会若しくはその連合会又は市町村協議会」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村協議会は、当該市町村の区域内において前項第一号から第四号までに掲げる事業を行うことを目的とする団体であつて、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならぬ。

第七十六条中「協議会」を「都道府県協議会」に、「きき」を「聴き」に改める。

第八十三条中「協議会」を「都道府県協議会」に改める。

附則

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。

理由

市町村における社会福祉を目的とする事業を推進するため、市町村を区域とする社会福祉協議会に関する規定等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び年次有給休暇」を、「年次有給休暇及び看護休業」に改める。
第三十条中「信条」の下に、「性別」を加え、「差別的取扱」を「差別的取扱」に改める。
第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第十九条第一項中「産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間」を「女子が妊娠している期間(妊娠している旨を使用者に申し出た場合における当該申出の日以後の期間に限る。以下同じ。及び産後一年間(出産に至らなかつたときは、その後三十日間。以下

同じ。)」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十条の章名中「及び年次有給休暇」を、「年次有給休暇及び看護休業」に改める。
第三十九条の次に次の一条を加える。
(看護休業)
第三十九条の二 使用者は、労働者が次の各号に掲げる者の負傷又は疾病につき、その看護のための休業を請求した場合においては、拒んではならない。

一 労働者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。
第三号において同じ。、子及び父母

二 労働者と同居している三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

三 労働者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの子及び父母並びに当該配偶者の死亡後におけるその子及び父母で、労働者と同居しているもの

四 前三号に掲げる者のほか、命令で定める者

第六十一条中「女子」の下に「次項に規定する女子を除く。」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十六条の規定は、満十八才以上の女子であつて、妊娠している期間内のも及び産後一年間内のもについては、適用しない。

第六十二条第四項ただし書中「但し、第十四号」を「ただし、妊娠している期間内の女子及び産後一年間内の女子並びに同条第十四号」に改める。

第六十五条第一項中「六週間以内」を「八週間以内(二以上の胎児に係る妊娠の場合には、十週間以内)」に改め、「が休業を請求した場合においては、その者」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、出産が予定される日の六週間前の日以前にその女子が請求した場合において、当該六週間前の日以前の期間に限り、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

第六十五条第二項中「六週間」を「八週間(二人以上の子を出産した場合には、十週間)」に、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「六週間」に改め、同条第三項中「妊娠中の」を「妊娠している期間内の」に改め、「場合においては、」の下に「労働時間を短縮し、又は」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 使用者は、妊娠に起因する疾病により就業が困難な女子が休業を請求した場合においては、その者の就業が困難な期間は、その者を就業させてはならない。

第六十五条の三 使用者は、女子が労働時間中に母子保健法(昭和四十年法律第四十二号)の規定による妊娠若しくは出産に関する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。

第六十六条第一項中「の外」を「のほか」に、「少くとも三十分」を「少なくとも一時間」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の育児時間中は、労働したものとみなす。

第六十七条第一項中「生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する」を削り、同条第二項を次のように改める。

第三十九条第四項の規定は、前項の生理休暇の期間について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項の規定による有給休暇の期間」とあるのは、「第六十七条第一項の規定による生理休暇の期間(当該生理休暇の期間が二日を超える場合には、二日)」と読み替へるものとする。

第六十四条中「第三十九条第四項」の下に「(第六十七条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十九條第一号中「第四條」を削り、「第三十九條」の下に、「第三十九條の二」を加え、「第六十五條、第六十六條」を「第六十五條から第六十六條まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際産後六週間を経過し、八週間（二人以上の子を出産した場合には、十週間）を経過していない女子この法律による改正前の第六十五条第二項ただし書の規定により業務に就いている女子を含む。）については、この法律による改正後の第六十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

日本国憲法に定める法の下の平等の趣旨を具現するため労働条件についての性別を理由とする差別的取扱いを禁止し、並びに母体の保護に資するため、産前及び産後の休業の期間を延長し、妊娠中及び産後一年を経過しない女子労働者の解雇、時間外労働及び深夜労働を禁止する等女子労働者について労働条件の基準を改善するとともに、労働者の配偶者、子、父母等の負傷又は疾病につき、新たに看護休業制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律

第一条 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十三条」を「第十三条の二」に、「及び第二十条第一項」を「、第二十条第一項、第二十条の二及び第二十条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（母性に対する健康診査等）

第九条の二 都道府県知事は、満十六歳を超え、女子に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康

診査を行わなければならない。ただし、第十三条の二第一項の規定又は学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）その他政令で定める法令の規定による健康診査又は健康診断を受けることができる者に対しては、政令の定めるところにより、健康診査を行わないものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行わなければならない。

第十二条の前の見出しを「乳幼児に対する健康診査」に改める。

第十三条中「妊娠婦又は乳児若しくは」を「乳児又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（妊娠婦に対する健康診査）
第十三条の二 都道府県知事は、妊娠婦に対し、厚生省令の定める基準に従い、健康診査を行わなければならない。

2 前項の基準は、少なくとも、妊娠中十二回、出産後一回の健康診査が行われるよう定めなければならない。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十九条第一項中「その市」を「その市、第二十条の二第一項において同じ。」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（出産医療費の支給）
第二十条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に住所（住所を有しないときは、居所）を有する者の出産又は妊娠若しくは出産に起因する疾病について健康保険法（大正十三年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定められた場合において、当該医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者がこれらの法令の規定により当該

給付につき一部負担金を支払うべき場合においては、当該給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、厚生省令の定める手続に従い、その者に對し、その満たない額に相当する額を出産医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 第一項に規定する者が、厚生省令の定める手続に従い、健康保険法第四十三条第三項第一号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関その他の厚生省令で定める病院、診療所、助産所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、都道府県知事は出産医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、出産医療費の支給があつたものとみなす。

5 都道府県知事は、第三項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

6 第一項に規定する者が、第三項の規定により保険医療機関等から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、当該医療に関し都道府県知事が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（不正利得の徴収）
第二十条の三 都道府県知事は、偽りその他不正

正の手段により出産医療費の支払を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十一条第一項中「第十二条の規定による健康診査及び前条の規定による措置」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二までの規定による健康診査、第十二条の規定による措置並びに第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び前条の規定による措置」を「第二十条の規定による措置及び第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に、「第十二条」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十条」に改める。

第二十三条中「第二十条」を「第二十条又は第二十条の二」に改める。

第二十四条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条中「第二十条」を「第二十条又は第二十条の二」に、「差し押え」を「譲り渡し、担保に供し、又は差し押え」に改める。

第二十五条中「第二十条」を「第二十条から第二十条の三まで」に改める。

第二十七条第一項中「及び第二十条の規定による養育医療の給付」を「、第二十条の規定による養育医療の給付及び第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び第十二条」を並びに第九條の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第九條の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改める。

本則に次の一条を加える。

（実施命令）
第二十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（不正利得の徴収）
第二十条の三 都道府県知事は、偽りその他不正

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

第九条ノ第二項中「歯科医師の下に」助産婦を、「診療」の下に「助産ヲ含ム以下之ニ同シ」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二十三条中「若ハ負傷」を、「負傷若ハ分娩」に改める。

第四十三条第一項中「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分娩」に改め、同項第三号中「治療」の下に「分娩ノ介助ヲ含ム」を加え、同項第四号中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に改め、同条第三項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第四十三条ノ二中「従事スル医師若ハ歯科医師」を「従事スル医師、歯科医師若ハ助産婦」に、「又ハ薬剤師(以下保険医)」を、「助産婦又ハ薬剤師(以下保険医、保険助産婦)」に改める。

第四十三条ノ三第一項及び第二項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第六項中「又ハ薬局ガ」を、「若ハ助産所又ハ薬局ガ」に、「若ハ歯科医師」を、「歯科医師若ハ助産婦」に、「又ハ薬局ニ」を、「若ハ助産所又ハ薬局ニ」に改める。

第四十三条ノ四第一項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ五第一項及び第二項中「保険医」の下に「保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ六中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ七第一項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ八第二項中「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分娩」に改める。

第四十三条ノ十第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

加える。

第四十三条ノ十一第二項及び第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十二第一号中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加え、同条第四号中「診療録」の下に「助産録」を加える。

第四十三条ノ十三、第四十三条ノ十四第二項及び第四十三条ノ十五中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十六第一項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項及び第三項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に改める。

第四十四条中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第四十五条中「療養」を「疾病又ハ負傷ニ関シ療養」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十条第二項中「前項ノ場合ニ於テ被保険者ガ」を、「被保険者分娩シタルトキハ」に、「前四十二日」を、「前五十六日(二以上ノ胎児ノ妊娠ニ在リテハ前七十日)に」、「以後四十二日」を、「以後五十六日(二人以上ノ子ノ分娩ニ在リテハ以後七十日)に改め、同条第一項を削る。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

第五十五条第一項中「若ハ負傷」及び「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分娩」に改める。

第五十九条ノ二第一項及び第四項から第六項まで中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第五十九条ノ二ノ次に次の一条を加える。

第五十九条ノ二ノ三 被保険者ガ被扶養者ノ疾病又ハ負傷ノ看護ノ為ニ勞務ニ服セザリシトキハ其ノ期間家族看護手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

家族看護手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ十四日ヲ以テ限度トス

傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間家族看護手当金ハ之ヲ支給セズ

傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ家族看護手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル家族看護手当金ハ傷病手当金又ハ出産手当金ノ内払ト看做ス

第五十八条及第五十九条ノ規定ハ家族看護手当金ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第五十九条ノ四第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を「被扶養者タル配偶者ガ分娩シタルトキハ」に改め、同条第一項を削る。

第五十九条ノ五中「家族埋葬料又ハ配偶者分娩費」を、「又ハ家族埋葬料」に改め、「若ハ分娩費」を削る。

第六十二条第三項を削る。

第六十四条中「又ハ出産手当金」を、「出産手当金又ハ家族看護手当金」に改める。

第六十六条第一項中「分娩費」を削り、「家族埋葬料、配偶者分娩費」を「家族看護手当金、家族埋葬料」に改める。

第六十七条ノ二第二項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を、「診断書」の下に「若ハ証明書」を加える。

第七十条ノ三第一項中「及出産手当金」を、「出産手当金及家族看護手当金」に改める。

第八十八条ノ三第三項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「及傷病手当金(第二十八条ノ三十一、三十二、三十三)を、「傷病手当金及家族看護手当金(第二十八条ノ三十一、三十二、三十三)に改め、「分娩費」を削る。

第五十一条第一項中「分娩費」を「家族看護手当金」に改め、「配偶者分娩費」を削る。

第九条ノ三第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「助産ヲ含ム以下之ニ同シ」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

を削る。

第五十一条第一項中「分娩費」を「家族看護手当金」に改め、「配偶者分娩費」を削る。

第九条ノ三第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「助産ヲ含ム以下之ニ同シ」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二十五条ノ三第二項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に、「診療ニ従事スル保険医」を「診療ニ従事スル保険医又ハ保険助産婦」に、「規定スル保険医」を「規定スル保険医又ハ保険助産婦」に、「診断書」を「診断書又ハ証明書」に、「又ハ保険医」を「又ハ保険医若ハ保険助産婦」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 療養ノ給付、傷病手当金及家族看護手当金

第二十八条第一項中「又ハ負傷並ニ」を、「負傷又ハ分娩並ニ」に、「又ハ負傷ニ因リ発シタル疾病」を、「負傷若ハ分娩ニ因リ発シタル疾病又ハ被保険者ノ資格喪失後六月以内ノ分娩」に、「又ハ負傷ニ関シテハ此ノ」を「若ハ負傷又ハ被保険者ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シテハ此ノ」に改め、同項第三号中「治療」の下に「分娩ノ介助ヲ含ム」を加え、同項第四号中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」を「若ハ負傷若ハ資格喪失前ノ分娩又ハ之ニ因リ発シタル疾病又ハ其ノ資格喪失後六月以内ノ分娩」に改め、同条第三項第二号中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第二十八条ノ二第二項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第二十八条ノ三第二項中「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分娩」に改める。

第二十八条ノ六第一項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に改める。

第二十九条中「診療所」の下に「助産所」を加

える。

第三十条第二項第三号ただし書を削る。
第三十一条第一項中「又ハ負傷及」を「若ハ負傷又ハ資格喪失前ノ分娩及」に改める。

第三十一条ノ二第一項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第五項及び第六項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第三章第二節第三十一条ノ三の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ四 被保険者が被扶養者ノ疾病又ハ負傷ノ看護ノ為勞務ニ服セザリシトキハ其ノ期間家族看護手当金トシテ一日ニ付標準報酬額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス
同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル家族看護手当金ノ支給ハ其ノ支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ十四日ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間家族看護手当金ハ之ヲ支給セズ

傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ家族看護手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル家族看護手当金ハ傷病手当金又ハ出産手当金ノ内払ト看做ス

第三章第三節の節名中「分娩費」を削る。
第三十二条第二項中「前項ノ場合ニ於テ」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者分娩シタルトキハ」に、「前四十二日」を「前五十六日(二以上ノ胎児ノ妊娠ニ在リテハ前七十日)」に、「以後四十二日」を「以後五十六日(二人以上ノ子ノ分娩ニ在リテハ以後七十日)」に改め、同条第一項を削る。

第三十二条ノ四中「分娩費」を削る。
第三十二条ノ五を次のように改める。
第三十三条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ被

保険者又ハ被保険者タリシ者」を「被扶養者タル配偶者ガ分娩シタルトキハ被保険者」に改め、同条第一項を削る。

第五十一条第一項及び第五十二条中「傷病手当金」の下に、「家族看護手当金」を加える。

第五十三条第一項中、「分娩費」を削る。

第五十五条中「傷病手当金」の下に、「家族看護手当金」を加える。

第五十六条ノ三中「配偶者分娩費」及び「分娩費若ハ」を削る。

第五十八条第二項中「分娩費」を「家族看護手当金」に改め、「配偶者分娩費」を削る。

第五十九条第六項中「分娩費」を「家族看護手当金」に改め、「配偶者分娩費」を削る。

第六十九条ノ三第三項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に、「助産録」を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を次のように改める。

四 削除
第九条第八号を次のように改める。

八 削除
第九条に次の一号を加える。

十一 家族看護手当金の支給
第十条第一項中「又は負傷」を、「負傷又は分娩」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「治療」の下に「(分娩の介助を含む)」を加え、同項第四号中「又は診療所」を、「診療所又は助産所」に改め、同条第三項中「又は負傷」を「負傷又は分娩」に、「前二箇月間」を「前二箇月間(分娩については、前四箇月間)」に改め、同条第四項中「二箇月間」の下に「若しくは四箇月間」を加え、同条第五項第一号中「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改め、同項第二号中「診療」の下に「(助産を含む。以下同じ)」を加え、「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改め、同条第六項中「又は負

傷」を、「負傷又は分娩」に改める。

第十一条中「保険医」の下に、「保険助産婦」を加える。

第十三条の三第一項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改め、同条第二項中「又は診療所」を、「診療所又は助産所」に改める。

第十四条第一項中「又は負傷」を、「負傷又は分娩」に、「前二箇月間」を「前二箇月間(分娩については、前四箇月間)」に改める。

第十五条中「診療所」の下に、「助産所」を加える。

第十六条の二第一項中「被保険者」を「被保険者が疾病又は負傷につき」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条の四を次のように改める。

第十六条の五第一項中「分べん費の支給を受けることができる被保険者には」を「被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは」に、「前四十二日以内」を「前五十六日以内(二以上の胎児に係る妊娠の場合には、前七十日以内)」に、「以後四十二日以内」を「以後五十六日以内(二人以上の子を出産した場合には、七十日以内)」に改め、同条第二項中「分べんの月の平均給付基礎日額の十分の六」を「分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該被保険者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六」に改め、同条第三項を削る。

第十七条第一項及び第三項中「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改める。

第十七条の三を次のように改める。

第十七条の三 削除

第十七条の四第一項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に、「又は負傷」を「負傷又は分娩」に改め、同項第二号中「二箇月間」を「二箇月間(分娩については、四箇月間)」に改める。

第十七条の七の次に次の一条を加える。
(家族看護手当金)

第十七条の七の二 被保険者が被扶養者の疾病又は負傷の看護のため勞務に服さなかつた場合において、その勞務に服さなかつた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、その勞務に服さなかつた期間、家族看護手当金を支給する。

2 第十六条の二第二項の規定は、家族看護手当金の額について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「初めて当該療養の給付を受けた日」とあるのは、勞務に服さなくなつた日」と読み替へるものとする。

3 家族看護手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關しては、その支給を始めた日から起算して十四日をもつて限度とする。

4 傷病手当金又は出産手当金の支給をする場合においては、その期間、家族看護手当金は支給しない。ただし、家族看護手当金の額が傷病手当金又は出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

5 第十六条の七の規定は、家族看護手当金の支給について準用する。

第十七条の八中「分べん費」を削り、「家族埋葬料若しくは配偶者分べん費又は特別療養費」を「若しくは家族埋葬料、特別療養費又は家族看護手当金」に改める。

第十八条第一項中「分べん費若しくは出産手当金」を「出産手当金若しくは家族看護手当金」に改め、同条第二項中「若しくは分べん費」を削る。

八

り、「家族埋葬料又は配偶者分べん費」を「又は家族埋葬料」に改め、同条第三項中「家族埋葬料又は配偶者分べん費」を「又は家族埋葬料」に改め、「若しくは分べん費を削り、同条第四項中又は負傷を、負傷又は分べん」に改め、同条第五項中、分べん費を削り、同条第六項中「又は負傷」を、「負傷又は分べん」に改める。

第二十二條の二中「又は出産手当金を、」
第二十五條の二第二項中「保険医」の下に「若しくは保険助産婦」を、「診断書の下に」若しくは「証明書」を加える。

第二十八條第二項中「及び高額療養費」を、
高額療養費及び家族看護手当金に改める。
第三十八條中「若しくは負傷を、負傷若しくは分べん」に改める。

第四十八條第一項中「診療録の下に」、助産録を加える。
(国民健康保険法の一部改正)

第五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「及び負傷」を、負傷及び出産に改め、同項第三号中「治療」の下に「(出産の介助を含む)」を加え、同項第四号中「又は診療所」を、「診療所又は助産所」に改め、同条第三項中「以下「国民健康保険医」という。」の下に、同条に規定する登録を受けた助産婦(以下「国民健康保険助産婦」という。)を加え、同条第四項中「診療所」の下に、「助産所」を、「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。

第三十七條第一項及び第三項中「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改める。
第三十八條の前の見出し中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加え、同条中「歯科医師」の下に、「助産婦」を加える。

第三十九條第一項中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を、「歯科医師」の下に

「助産婦」を加え、同条第二項中「診療所」の下に、「助産所」を、「歯科医師」の下に、「助産婦」を加え、「診療」の下に「(助産を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を、「保険医」の下に、「保険助産婦」を加え、同条第四項中「歯科医師」の下に、「助産婦」を、「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加え、同条第五項中「保険医」の下に、「保険助産婦」を、「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十條の二及び第四十一條中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。
第四十六條第一項中「診療録」の下に、「助産録」を、「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十七條第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。
第四十八條第三号中「診療録」の下に、「助産録」を加える。

第四十九條の見出し、同条及び第五十條第二項中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。
第五十一條第一項中「診療所」の下に、「助産所」を加え、同条第二項中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。
第五十四條第一項中「診療所」の下に、「助産所」を加える。

第五十五條、第五十六條第一項及び第五十七條中「又は負傷」を、「負傷又は出産」に改める。
第五十八條第一項中「出産及び」を削り、「助産費の支給若しくは助産の給付又は葬祭費の支給若しくは」を「葬祭費の支給又は」に改める。
第六十五條第二項中「国民健康保険医」の下に「又は国民健康保険助産婦」を、「診断書」の下に「又は証明書」を加える。

第八十八條第一項及び第三項中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。
第八十九條第一項中「診療録」の下に、「助産

録」を、「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加え、同条第二項中「診療録」の下に、「助産録」を加える。
第十四條第一項中「歯科医師」の下に、「助産婦」を、「診療録」の下に、「助産録」を加える。
第二十條中「国民健康保険医」の下に、「国民健康保険助産婦」を加える。
第二十一條中「歯科医師」の下に、「助産婦」を加える。
第二十四條中「歯科医師」の下に、「助産婦」を、「診療録」の下に、「助産録」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に分べんに付いて診療(助産を含む。)を受けている者の当該分べんに関する保険給付については、第二条の規定による改正後の健康保険法第四十三條第一項及び第五十九條ノ二第一項、第三條の規定による改正後の船員保険法第二十八條第一項及び第三十一條ノ二第一項、第四條の規定による改正後の日雇労働者健康保険法第十條第一項及び第七條第一項並びに第五條の規定による改正後の国民健康保険法第三十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第三条 この法律の施行の日前に第二条の規定による改正前の健康保険法第五十條第二項、第三條の規定による改正前の船員保険法第三十二條第二項及び第四條の規定による改正前の日雇労働者健康保険法第十六條の五第一項に規定する支給期間が満了した出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十條第八号中「健康診査」の下に、「母性の健康診査、出産医療費の支給」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第五條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項後段中「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十九條第三項」を「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十九條第三項又は母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十條の二第五項」に改める。

理由

母性の健康並びに妊娠及び出産が次代を担うべき子の出生及び育児に關し極めて重要であること等にかんがみ、十六歳以上の女子の健康診査を実施し、妊産婦の健康診査を充実するとともに、健康保険等における保険給付を分べん費等の支給制から分べんに關する療養等の給付制に改め、当該療養等の給付に係る一部負担金等については公費で負担し、出産手当金の支給期間を延長し、被扶養者の傷病の看護のための休業について家族看護手当金の支給制度を創設することとする等のため、母子保健法、健康保険法等に改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約三百六十四億円の見込みである。

第一類第七号

社会労働委员会議録第八号

昭和五十八年四月二十八日

第一類第七号

社会労働委員会議録第八号

昭和五十八年四月二十八日

昭和五十八年五月七日印刷

昭和五十八年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D